

## 障害学生支援室規程（例）

### （趣旨）

第1条 この規程は、〇〇大学〇〇規定に基づき、〇〇大学障害学生支援室（以下「支援室」という）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### （目的）

第2条 支援室は、本学における障害学生支援が円滑かつ適切に行なわれるよう関係部局間の連携を図るとともに、障害のある学生の相談窓口として、障害のある学生が平等かつ公平な修学環境を得られるよう支援の充実を図ることを目的とする。

### （定義）

第3条 この規程において、「障害のある学生」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

### （業務）

第4条 支援室は、次に掲げる業務を行なう。

- （1）入学を希望する学生への情報提供及び相談対応に関すること
- （2）入学者選抜における受験上の配慮に関する業務に関すること
- （3）障害のある学生の支援の申し出等の相談への対応に関すること
- （4）障害のある学生の教育的ニーズの把握及び障害学生支援委員会への報告に関すること
- （5）障害学生支援に係る関係部局及び学外機関等との連絡調整に関すること
- （6）障害学生支援学生の募集、養成及び支援組織の運営管理に関すること
- （7）学内外における障害学生支援に関する理解啓発に関すること
- （8）施設・設備のバリアフリー化に関すること
- （9）その他障害学生支援に関し必要なこと

### （支援室の職員）

第5条 支援室に、次に掲げる職員を置く。

- （1）本学専任教員
- （2）障害学生支援コーディネーター
- （3）カウンセラー
- （4）スクールソーシャルワーカー
- （5）事務職員
- （6）その他必要な職員

第6条 支援室に、支援室を運営管理する室長を置く。

2 室長は、本学専任教員の中から、学長が任命する。

3 室長の任期は1年とし、再任を妨げない。室長が任期の途中で退任した場合は、新任者の任期は前任者の残存期間とする。

第7条 支援室に、支援室長を補佐する支援室委員（以下「委員」という）を置く。

- 2 委員は、本学専任教員の中から、支援室長の推薦により学長が任命する。
- 3 学長は、前項に定める委員以外に専門知識をもった委員を委嘱することができる。
- 4 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。室長が任期の途中で退任した場合は、新任者の任期は前任者の残存期間とする。

(事務)

第7条 この規則に関する事務は、支援室において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、支援室の運営について必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成〇年〇月〇日から施行する。

SAMPLE